

踏切道改良促進法施行令及び国土交通省組織令の一部を改正する政令案要綱

第一 踏切道改良促進法施行令の一部改正

踏切道改良促進法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行うものとする。

(第一条関係)

第二 国土交通省組織令の一部改正

踏切道改良促進法の一部を改正する法律の施行に伴い、道路局道路交通管理課が踏切道の指定等に関する事務を所掌する期限を平成二十八年三月三十一日までに延長するものとする。

(第二条関係)

第三 この政令は、平成二十三年四月一日から施行するものとする。

(附則関係)